

◆特集◆

平成21年度高等教育行政の展望

文部科学省高等教育局

一 高等教育政策の動向

(一) 中央教育審議会の審議成果―「学士課程教育の構築に向けて」(答申)

①はじめに

平成二〇年二月二四日、中央教育審議会(中教審)総会において「学士課程教育の構築に向けて」(答申)が取

りまとめられた。この答申は、大学の学部段階の教育(学士課程教育)を構築することが、我が国の将来にとって重要な課題であるとの認識のもとで、改革の方向と改善方策を提言している。

中教審の大学分科会が学士課程教育について審議を行った背景には、社会全体が知識基盤社会に移行する中、社会や大学のグローバル化が進展し、また、若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階に達している

ことが、大学教育に大きな影響を及ぼしているという問題意識がある。

② 答申のポイント

学士課程教育の答申は、我が国の大学において、教育内容・方法、学修の評価を通じた質の管理が不十分であり、このままでは国内外から信用を失うとの危機感を出発点としている。さらに、「質の維持・向上に向けた努力を怠り、社会からの負託に応えられない大学があるならば、今後、その淘汰を避けることはできない」とし、危機感の共有と実効ある改革の必要性を強調している。

改革の推進にあたっては、

- ・ 第一に、大学間の健全な競争環境の中で、各大学が自主的に改革を進めること、
- ・ 第二に、大学間の連携・共同や大学団体等の形成・育成を進めること、

が必要であるとしている。そして、個性化・特色化に伴う教育の多様性と国際的通用性等の観点から、要請される教育の標準性の調和への配慮を指摘している。

大学が改革を実行するにあたって、学士課程教育における「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確にすることが重要である。この三つは別々に考えるべきものではない。学生が大学を卒業する際の出口管理、そのための前提としての在学中の活動、さらに遡って入学時の入口管理について、大学としてどのように設計するかが問われるのである。答申のタイトルが「学士課程教育」とされているのは、そのような大学の教育面の機能、すなわち、学生の学習成果を評価して学位を授与する機能を重視しているからである。また、答申では、あわせて教職員の職能開発や質保証システムを強化することで、学士課程教育全体の質を保証する仕組みを実質化することを提言している。

(二)「中長期的な大学教育の在り方について」(諮問)

① 中央教育審議会への諮問

平成二〇年七月に閣議決定された教育振興基本計画において、「この五年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検

討し、結論を得る」とされた。これを受けて、平成二〇年九月一日、鈴木恒夫文部科学大臣（当時）は、中央教育審議会（中教審）に対して、我が国の高等教育の質を保証し、社会からの信頼の向上を図るため、「中長期的な高等教育の在り方について」検討するよう諮問した。

② 諮問事項と審議の進め方

以降、中教審における審議は大学分科会が中心となって進められている。大学分科会は、その下に作業部会と一三のワーキンググループ（WG）を設け、主に次の三つの柱に沿って精力的に審議を重ねている。

- i 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について
 - ii グローバル化の進展の中での高等教育の在り方について
 - iii 人口減少期における我が国の大学の全体像について
- 大学分科会は、作業部会やWGにおける専門的な審議を踏まえつつ、諮問事項に関する七回にわたる審議の経過を平成二一年一月末に整理した。

③ 審議経過の概要

以下、右記の三つの柱に沿って審議経過の概要を紹介する。

i 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

（学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成）
現在の学部や大学院といった組織に着目した整理を、学位を与えるプログラム中心の考え方に再構成していくことで、公的な質保証と、大学の自主的・自律的な質保証を実現していくアプローチが考えられる。学位を中心に大学制度を整理することは、各大学が教育目標を明確化し、体系的な教育課程を整備することにつながり、これにより、学生本位の視点からも、社会や学生に対し、大学の提供する教育サービスの中身を明確に示すことができるようになる。

（高等教育の公的な質保証の仕組み）

大学の公的な質保証においては、最低基準を定める「設置基準」、最低基準のための「設置認可」、設置後の確認のための「認証評価」の三つの要素と、大学の活動を支える

公財政支援を一体的に運用する公的な質保証の仕組みを構築する必要がある。

(準則化以後の設置基準・設置認可の課題)

審査基準の明確化や適切な設置審査の観点から、設置基準、設置審査、届出制度、設置計画履行状況等調査の在り方などについて可能なものから速やかに見直すことが必要である。

ii グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について

(大学の国際競争力向上のための方策)

大学の国際競争力を高めつつ国際的な観点からの質の保証を確保することが重要である。

(世界規模での大学に関する評価活動への対応)

OECD(経済協力開発機構)において、高等教育における学習成果の評価(AHELO)のフィージビリティ・スタディが提案され、我が国としても工学分野への参加が決定した。こうした取組への参画や大学ランキング、関連する諸外国の取組に関する調査・分析は、我が国の大学の

質保証の在り方を検討する上で不可欠である。(四)(二)②において詳述する。

iii 人口減少期における我が国の大学の全体像について

(大学教育の量的規模)

大学教育の量的規模については、

- ・ 少子高齢化とグローバル化が進展する中での大学の役割
- ・ 留学生、社会人など多様な年齢層の受入れの見込み
- ・ 社会ニーズを踏まえた専門的人材の養成と研究者の確保
- ・ 機能別分化を通じた大学の健全な発展

など、多岐にわたる論点を踏まえつつ、学士・修士・博士課程の別に、可能であれば分野別におよその量的規模について試算することが考えられる。

また、量的規模の問題は、大学の質の在り方とも関連しており、質保証の仕組みを踏まえた検討が必要である。

(大学の健全な発展のための収容定員の取扱いの適正化)

収容定員に基づいて学生数の適正化を図ることは、教育にふさわしい環境を確保し、大学の質保証の取組を進める

上で必要である。

また、定員割れが常態化している大学は、一般的には、収容定員を適正規模に削減しなければ、実在学者数に比して過大な教員数や施設設備を保有し続け、経営上の悪化につながりかねず、適切な対応が必要である。

(大学の経営に関する情報公開の促進)

進学希望者の進路選択に資するとともに、社会に対する大学の説明責任を果たすため、教育研究活動や経営状況に関する情報公開を一層促進する必要がある。

(大学の機能別分化の促進)

我が国の人口が減少する中、社会や学習者の多様化・高度化する需要に対応していくため、各大学の個性化・特色化を推進することで、我が国の大学の多様性を総体として確保することが必要である。これは、教育研究の充実、高度化を実現することにつながるとともに、大学間のネットワークを進める上でも効果的である。

そこで、各大学が自らの選択に基づき、これらの機能へ

の比重の置き方を不断に見直し、緩やかな機能別分化を図っていく取組を一層促進することが必要である。

(大学間ネットワークの構築)

人口減少期における我が国の大学の発展の在り方を検討する際、大学間ネットワークを活用する観点も重要である。その構築を図る方策として、国公私立大学を通じて、教育や学生支援を行う共同利用施設を認定する仕組みを創設することの検討が必要である。その際、各施設等の特性に応じたきめ細やかな検討が求められる。

④今後の審議

この審議経過に基づき、「中長期的な大学教育の在り方」に関して更なる審議が求められた大学分科会は、審議の機動性を高めつつ、その内容を深化させるため、新たに三つの部会を設置し、審議を進めることとなっており、今後の審議が期待される。